富士川町定員管理適正化計画

【第2期:平成28年度~32年度】



平成 28 年 3 月 富 士 川 町

一目次一

- 1 策定の趣旨
- 2 基本方向

3 職員数の現状

- (1)職員数の推移
- (2)類似団体別職員数との比較

4 適正化計画の内容

- (1) 計画の期間
- (2) 対象職員
- (3) 目標職員数
- (4) 実施状況の公表
- (5) 計画の見直し

5 適正化計画の方策

- (1)組織機構の見直し
- (2) 事務事業の見直し
- (3) 民間委託の推進
- (4) 指定管理者制度導入の促進
- (5) 勧奨退職者制度の活用
- (6) 再雇用職員制度の活用
- (7) 臨時・嘱託職員等の活用
- (8) 意識改革の推進
- (9) 人材育成の推進
- (10) 住民との協働の推進

1 策定の趣旨

今日、地方自治体を取り巻く状況は依然として厳しく、人口流出や出生率の低下による人口減少、団塊世代の高齢化などによる社会構造の変化などが進行しています。それに伴い、生産力の低下による税収の大幅な減少を招くと同時に、社会保障関連の支出を増大させ、今後ますます歳入と歳出の両面から、町財政を圧迫し続けることが想定されています。

こうしたことから本町では、財政の健全化を図り、多様化する行政ニーズに 対応するために、行財政改革プランの策定にあたり、町民の期待に応える行政 を念頭に、全庁をあげて改革に取り組むこととしています。

具体的には、町の将来を視野に入れた総合的なまちづくりを進めるための事業の取捨選択による投資的経費の抑制、公共施設再配置計画に基づく効率性、利便性の高い施設配置の見直し、組織や機構のスリム化など、健全財政を目指し、徹底した経費節減を図っております。また、歳入の確保の面では、公平性の観点から町税等の徴収の強化や受益者負担の見直しも視野に入れ、自主財源の確保に努めています。

以上のことを踏まえ、本町では、新たな行政課題や社会情勢の変化に弾力的かつ的確に対応し、最小の経費で最大の効果を挙げるために、計画的に職員の削減に取り組んできました。これまでには、平成23年度から平成27年度の5年間を計画期間として「富士川町定員管理適正化計画」を策定し、行政サービスの質を低下させることなく、適正な定員管理の推進に努めてまいりました。この度は、合併直後の本計画期間が満了となることから、前述したとおり健全なる行財政改革を達成するために、「富士川町定員管理適正化計画」を継続して策定していくものであります。

2 基本方向

本町では、合併に伴い職員数を計画的に削減してきましたが、将来にわたり 年齢構成に歪が生じないことを原則としています。

職員を削減しても、住民サービスの質を低下させることなく、一定のサービスを継続して提供し、住民の期待に応える行政運営を念頭においています。

そのために、組織機構や事務事業の見直し、民間委託や指定管理者制度の導入、職員の意識改革の推進などに取り組み、その実現を目指しています。

定員管理では、平成22年3月8日現在の職員188人を、平成27年4月1日には175人と設定し、5年間で13人の人員削減(6.9%減)を目標としておりましたが、途中退職者等の増加により、現状171人の数となり、設定人数を下回る結果となりました。

今後は、平成27年4月1日現在の職員数を基本に、行財政改革の実施状況 や行政課題、新規事業の導入などを見極めながら、中長期的な視点に立った目 標職員数を設定することとします。

3 職員数の現状

(1) 職員数の推移

職員数の推移は、合併時の平成22年4月1日を基準に、平成27年4月1日までの間に、計画的に減少の推移を示しております。当初の「富士川町定員管理適正化計画」における5年間の結果では、7.6%減、14人の削減となりました。

単位:人

区分	H22	Н23	H24	H25	H26	H27
一般行政部門	1 4 6	1 4 8	1 4 4	1 5 1	1 4 7	1 4 2
教育部門	1 8	1 5	1 7	1 4	1 3	1 1
公営企業等部門	8	8	8	8	8	8
その他	1 3	9	9	8	8	1 0
合 計	185	180	1 7 8	181	1 7 6	171

※毎年4月1日現在の数値

(2)類似団体別職員数との比較

類似団体別職員数は、人口と産業構造を基準に類似した団体における部門別職員数の平均を示したものです。

本町の職員数は、平成27年4月1日現在であり、類似団体試算値については、平成26年4月1日現在となります。

単位:人

区分	本町職員数	類似団体試算値	比較職員数	
	(A)	(B)	(A-B)	
議会・総務・税務部門	6 3	4 7	1 6	
民生·衛生部門	5 3	4 3	1 0	
農林・商工部門	1 6	1 3	3	
土木部門	1 0	1 1	\triangle 1	
小計 (一般行政部門)	1 4 2	1 1 4	2 8	
教育・消防部門	1 1	3 1	△20	
小 計(全普通会計)	1 5 3	1 4 5	8	

公営企業等部門	8	8	0
その他	1 0	1 0	0
合 計(全体)	171	163	8

※出向職員は除く

4 適正化計画の内容

(1) 計画の期間

この計画は「第2期」と定め、設定期間については、平成28年度から 平成32年度までの5年間とします。

(2) 対象職員

この計画の職員は、行政職に属する職員を対象とします。

(3) 目標職員数

① 目標職員数

職員数の目標設定は、定年退職者を基本として、翌年の事務を停滞させないように、また、職員の年齢的な平準化を保ちながら、退職者数に対しての補充を考慮に入れ、採用人員を確保した人数としながら、各年度の人員的バランスを図っています。

平成27年4月1日職員数 (A)	171人
平成32年4月1日目標職員数(B)	170人
目標職員数増減 (B) — (A)	△1人
目標職員数増減の率	△0.6%

② 職種別目標職員数

職種別の採用については、事務・技術・保育士等の職員の採用を行い、運転手・調理員等のその他職員は、民間委託や臨時、または嘱託職員等により補填することを基本とします。

◆目標職員数

職種等	H27年度	H32年度	増減数・率
事務技術等職員	136人	138人	2人・ 1.5%
保育士保健師等職員	3 3 人	3 2 人	△1人・△3.0%
運転手調理員等その他職員	2人	0人	△2人・△100%
合 計	171人	170人	△1人· △0.6%

◆年度別目標職員数

職種等	区分	H27	H28	H2 9	НЗ О	НЗ 1	H32
全職員	数	1 7 1	1 7 1	171	170	169	1 7 0
事務技術	退職	7	4	4	5	2	1
等職員	採用	2	4	3	3	3	3
	小計	\triangle 5	0	$\triangle 1$	$\triangle 2$	1	2
保育士保	退職	1	1	0	0	1	1
健師等職	採用	4	1	1	1	0	0
員	小計	3	0	1	1	\triangle 1	$\triangle 1$
運転手調	退職	2	0	0	0	1	0
理員等そ	採用	0	0	0	0	0	0
の他職員	小計	$\triangle 2$	0	0	0	\triangle 1	0
合 計	退職	1 0	5	4	5	4	2
	採用	6	5	4	4	3	3
	小計	$\triangle 4$	0	0	$\triangle 1$	$\triangle 1$	1

※各年度の職員数は、4月1日現在とし、退職者数は各年度前の退職者数、採 用者数は各年度時の採用者数。

(4) 実施状況の公表

この計画は、富士川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、町のホームページ等により住民にわかりやすく公表します。

(5) 計画の見直し

この計画は、現時点の状況を踏まえた5年間の中期的な目標であり、今後の退職や制度改正などに応じて、適切に見直しを行います。

5 適正化計画の方策

(1)組織機構の見直し

合併後の組織機構にとらわれることなく、関連性の高い部署の統合や廃止を進め、大きな課・担当制などの柔軟な組織体制や人員配置などにより、効果的・効率的な業務が行える組織機構の見直しを図ります。

(2) 事務事業の見直し

事務事業が時代やニーズに即しているか、効果的・効率的な体制となっているかなど原点に返り、ゼロ・ベースからの再点検と、継続して事務事業評価を行ないながら事業のスリム化を図ります。

(3) 民間委託の推進

公共施設の最も効果的・効率的な管理運営の方法を選択するため、地域 委託をはじめとする民間委託や、事務事業のアウトソーシングの検討など民間委託の推進を図ります。

(4) 指定管理者制度導入の促進

公の施設の管理運営について、積極的に民間能力を活用し、サービス効果をあげ、コスト削減の方法を選択するため、指定管理者制度導入の促進を図ります。

(5) 勧奨退職者制度の活用

職員の新陳代謝の促進と効率的な行政運営や定員適正化の早期実現のため、勧奨退職者制度の活用や拡充を図ります。

(6) 再雇用職員制度の活用

定年退職者、または勧奨退職者に対して、行政サービスを停滞させることなく、さらなる行政事務の円滑化を保つため、再雇用職員制度の活用を図ります。

(7) 臨時・嘱託職員等の活用

常勤職員の配置の見直しや雇用形態を検討し、シフトすべき分野を見定めた上で、配置の必要性や雇用期間を十分精査して、臨時嘱託職員等の活用を図ります。

(8) 意識改革の推進

組織の目標や個人の目標を明確にし、目標達成に向けた取り組みを行う中で、事務事業の改善や能率の向上など職員の意識改革を図ります。

(9) 人材育成の推進

住民の期待に応える職員の育成や最小の人員で最大の効果をあげる組織 を目指して、人材育成や確保を図ります。

(10) 住民との協働の推進

これまで行政が担ってきた分野で、住民をパートナーと位置づけ、住民 や各種団体等との協働を推進し、「住民ができること」「行政がすべきこ と」「住民と行政でできること」の見極めをしながら、より充実したサー ビスの拡大を図ります。